

## 知らない間に消防法違反に！？

### ～大阪市消防局からのお知らせ～

テナントの入れ替わり、使用用途の変更、建物の増改築により、今まで必要がなかったスプリンクラー設備や自動火災報知設備の設置義務が生じ、消防法違反になることがあります。多額の費用がかかる場合や、建物の名称・所在地・違反の内容等をインターネットで公表する場合があります。

テナントの入れ替わりや使用用途の変更、増改築等の際には、計画段階でお気軽に[消防署へご相談](#)してください。